

## 電子入札システムによる競争入札・見積合せについて

令和3年11月より電子入札システムによる見積合せを実施しておりますが、  
令和4年11月指名分より対象を拡大し、競争入札も電子入札システムにより実施します。

※仙台市契約課で行う

売買契約、印刷物請負契約、製造請負契約、業務委託契約、賃貸借契約 を対象とします。  
ただし、単価契約、売払契約は対象外とします。

※指名競争入札または指名による見積合せとなります。

### 1. 電子入札システムの運用【競争入札に関する事項】

- 指名競争入札案件の場合でも、電子入札システム上は見積合せと同様の表示となります。  
指名競争入札案件の場合には、通知に指名競争入札の旨を表記しておりますので、「見積合せ」を「競争入札」と読み替えのうえ、入札を提出(送信)してください。
- 入札の提出(送信)手続きは、見積合せの場合と同様です。
- 「仙台市物品等の調達に係る競争入札参加者心得」をご一読ください。

### 2. 電子入札システムの運用【競争入札・見積合せ共通事項】

- 電子入札システムの利用開始にあたっては、電子入札システムに利用者登録を行う必要があります。  
仙台市ホームページでご案内しておりますのでご確認ください。  
[https://www.city.sendai.jp/buppin/jigyosha/keyaku/denshi/s\\_portal.html](https://www.city.sendai.jp/buppin/jigyosha/keyaku/denshi/s_portal.html)  
※今回の対象拡大に伴う電子入札システム上の手続は不要です。
- 提出(送信)した入札及び見積は、修正及び撤回ができません。提出(送信)の際は、金額に誤りが無いことをご確認ください。万が一、提出(送信)後に金額に誤りが判明した場合、電子入札システム上で辞退届を提出(送信)するとともに、契約課物品契約係まで電話にてご連絡ください。
- 天災、通信障害、使用機器等の故障により、入札及び見積を電子入札システム上で提出(送信)することができないと認められる場合、紙入札及び紙見積を認めることがあります。その場合の手続きは次の通りです。
  - (1)事前の手続き  
「紙入札等承諾願」を契約課へ提出し承諾を得ます。(手続きが必要となった場合、まずは契約課物品契約係へ電話でご連絡ください。状況を伺います。)
  - (2)紙入札及び紙見積の提出  
案件ごとに設定された受付締切日時までに、入札書または見積書を契約課に提出します。入札書の場合は、封筒に入れて提出します。

問合せ先: 仙台市財政局契約課物品契約係  
TEL: 022-214-8124